

役員改選について

1 趣旨

令和3年11月に本審議会の委員改選を行ったことから、北海道スポーツ推進条例第5条に基づき、会長及び副会長を新たに選任します。

2 役員選出方法

「3 役員候補者（事務局案）」について、別紙「議決書」により、役員候補者の認否についてご回答ください。

3 役員候補者（事務局案）

- (1) 会長 生島 典明 委員（北海道スポーツ協会 副会長）
- (2) 副会長 増山 尚美 委員（北翔大学生涯スポーツ学部 教授）

※ 参考

北海道スポーツ推進審議会条例 抜粋

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。